

防犯マニュアル

○ 防犯対策のための事前の取り組み

防犯対策のために、事前に次のことに取り組むことが考えられます。

施設・設備や地域環境の安全点検

部外者に対する声かけ

指導員間における防犯対策に関する方針と情報の共有

警察や消防、学校等関係機関との安全確保に関する情報の共有

定期的な避難訓練の実施

非常警報装置の設置

<関連法令・通知等> 児童福祉施設等における児童の安全の確保について

◎ 児童福祉施設・事業(通所型)における点検項目

1. 日常の安全管理

① 職員の共通理解と所内体制の構築

② 関係機関等との連携

③ 施設・事業者と保護者の取り組み

④ 施設設備面における安全確保

⑤ 近隣地域の危険箇所の把握と対応

⑥ 来所及び帰宅時における安全の確保

2. 緊急時の安全確保

① 不審者情報がある場合の連絡等の体制

② 不審者の立入りなど緊急時の体制

○ 不審者侵入時の対応

不審者については、まずは施設内に立ち入らないように施設内や施設周辺の巡回・点検、部外者に対する声かけ等を徹底する。しかし、不審者が侵入した場合には、第一に子どもの安全を優先すると共に、指導員は出来る限り複数で対応して自らの安全も確保する。

不審者対策等の危機管理のためのチェック項目

◎ ハード面

見通しをよくする(窓、入り口など)

避難経路の確保(非常口などに物を置かない)

門から入り口まで、誰が入ってきたか見えるようにする(カーブミラー等を活用)

◎ ソフト面

責任者を中心に指導員、利用者(児童、保護者など)、関係者の防犯意識を高め、共通認識を持つ

指導員間で予防、対応について、共通認識を持つ

児童に防犯教育を行う

保護者に懇談会やおたより、資料等を配布し、防犯意識の向上に努める

地域との連携を図り、連絡体制を整えておく

近隣との協力体制を築く

不審者侵入時の対応について

◎ ステップ1(正当な理由のない者が施設に立ち上がった場合の初動対応)

退去を求める

○ 正当な理由のない者が施設に立ち上がった場合、他の指導員に連絡し、協力を求める。

○ 身を守るため、相手と一定の距離を保ちながら複数の指導員で対応し、退去するように丁寧に説得する。→決して相手に背中をみせない。

○ 退去の説得に応じない、暴力的な言動をするなどの行動が見られた場合には、不審者として速やかに警察へ連絡する。

◎ ステップ2(安全確保のための対応)

児童の安全確保

- 児童の避難誘導、安全確保を最優先に行動する。
- 侵入場所に応じて、反対側の出入り口から児童を安全な場所へ誘導する。
- 不審者の態度、行動に不審な点がみられた場合は、周囲に危険を知らせるとともに、机や椅子などの身近にあるものを活用し、不審者の行動を制限する。
- 指導員は、状況により警察へ通報し、周囲に危険を周知する。
(行政担当課には、早急に連絡する。)
- ◎ステップ3(児童への被害拡大を防ぐための対応)
- 誘導・救護・引渡し
- 施設等への侵入の危険性が低い場合は、危険のない方向へ児童を誘導した後、安全の確認と状況の掌握をする。
- 避難場所は周囲の状況を的確に判断し、決定する。
- 避難場所から移動せず、児童を見守り、保護する指導員を決める。
- 負傷者がいる場合、応急手当に着手するとともに救急車の出動を要請する。
- 救護を担当した指導員は、誰がどのような状態で応急処置を受け、どこの医療機関へ移送したかを記録し、保護者に連絡する。
- 安全確認後、帰宅の判断を行い、安全に児童を保護者に引き渡す。

- * 児童・生徒の安全確保についての留意点
- ・児童が近くにいる場合は、助けるために児童だけを残してその場を離れることはせず、大声、ホイッスル等を活用し、周囲に知らせる。
- ・不審者から児童を遠ざけ、安全な場所に避難させる。
- ・できるだけ複数で対応し、周囲にある机や椅子、消火器等あらゆる物を活用して防御する。不審者が凶器を持っている場合は無理に取り押さえようとせず、不審者の行動・移動を阻止しながら警察の到着を待つ。
- * 誘導・救護・引渡しについての留意点
- ・避難場所については、予め複数箇所を選定しておき、緊急時の状況に応じた安全な箇所に決定する。
- ・避難場所における児童の安全確保に必要な人員を配置する。
- ・けがをした児童の有無を確認する。負傷者がいる場合は、速やかに救急車の出動を要請するとともに応急処置を行い、行政担当課に報告する。

防災マニュアル

施設・設備・備品等の安全点検の実施

- 地震による設備や備品等の落下・倒壊等が生じないか点検する。
- 戸棚の物品等について、落下・破損の防止のため保管状況を点検する。
- 消火器、救助袋、応急的な薬品・備品等が準備されているか定期的に点検する。
- 屋外の遊具や塀・門柱等の破損・倒壊の可能性について点検する。

避難経路の確保と確認(例)

- 避難経路となる廊下や階段には、避難の妨げとなる物品が置かれたり施錠されたりしていないか点検する。
- 定期的な避難訓練の実施等により、避難経路について指導員と子どもの間で確認を徹底する。

○ 注意報・警報の発令時の対応

注意報や警報の発令情報等の情報入手に努め、注意報・警報の発令時には市町村担当課や学校等と連絡をとりあって開所か閉所かの判断をすることが必要になる場合がある。閉所の判断をして子どもを自宅に帰す場合には、災害の発生に備えて保護者または代理人が迎える形をできるだけとるようにする。

○ 災害発生時の対応

災害の発生時には、二次被害防止のための措置をとりながら迅速に避難行動を起こし、緊急連絡網等を活用して保護者や関係者への連絡をできるだけ早急にとるよう努める。子どもの帰宅は、避難場所まで保護者が迎えに来てもらうことを原則とするなど、子どもの安全な帰宅に配慮する。

○ 防火対策のための事前の取り組み

消防法の規定により、放課後児童クラブは児童数と指導員数を合わせた人数が30人以上の場合には、防火対象施設として次の措置を実施する義務がある。

防火管理者の設置

消防計画の作成

消火・通報及び避難の訓練の実施

消防用設備等の点検及び整備

火気の使用または取扱いに関する監督

避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理並びに収容人員の管理

その他防火管理上必要な業務

なお、30人未満のクラブであっても、消防法の規定に沿って地域の消防署と連携して必要な対策を講じるようにすることが望まれる。